

## 入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行います。地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき公告し、入札参加希望者を募集します。

平成26年10月8日

三原市長 天満 祥典

### 1 入札に付する案件

#### (1) 案件名

三原市ファイルサーバの導入及び保守業務

#### (2) 業務の内容

##### ア 委託範囲（導入業務）

- ①ファイルサーバシステム全体設計
- ②ファイルサーバシステムの適用設計と導入業務（要件確定～セットアップ）
- ③ハードウェア・ソフトウェア・ネットワークの仕様設計と調達  
（ネットワークは、既存のネットワークシステム内に構築する）
- ④ハードウェア・ソフトウェアの導入・調整
- ⑤他システムとの連携
- ⑥ネットワーク工事（ファイルサーバシステムサーバ設置にかかるマシンルーム内配線等）
- ⑦システムテストの実施
- ⑧教育・研修の実施
- ⑨データ移行およびデータエントリの実施
- ⑩ユーザーテスト（ユーザーによる総合受入テスト）の支援
- ⑪システム移行とシステム稼働後のフォロー作業
- ⑫平成27年3月31日までのハード・ソフト保守・運用支援
- ⑬関連するドキュメントの作成
- ⑭上記①～⑬の附帯作業

※以下の作業は範囲外である。

- ⑮空調工事
- ⑯ネットワーク工事（各支所間等、拠点間は範囲外）

※上記⑮、⑯については、本システム稼働に必要な環境条件を提示すること。

##### イ 委託範囲（保守業務）

- ①平成27年4月1日から平成32年3月31日までのハードウェア保守
- ②平成27年4月1日から平成32年3月31日までのソフトウェア保守
- ③平成27年4月1日から平成32年3月31日までの運用支援
- ④関連するドキュメントの作成
- ⑤上記①～④の附帯作業

ウ 別紙「三原市ファイルサーバの導入及び保守に関する仕様書、ハードウェア仕様書、全体ネットワーク構成図」に指定する機能・数量を有するもの。

#### (3) 納入場所

三原市が指定する場所

#### (4) 納入期限

平成27年3月31日

(保守業務においては5年間の長期継続契約となる：平成32年3月31日まで)

※予算措置について

ファイルサーバの保守業務委託業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、三原市議会における平成27年度歳入歳出予算が成立したときをもって効力を生じるものとし、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、三原市は、本契約を変更又は解除することができるものとする。

(5) 入札参加者

本書2に示す「入札参加者に必要な資格」を有する者で、三原市と直接契約をする営業所の代表として登録された者又はその委任を受けた者とする。

(6) 入札方法

入札は、本件の入札に係り本市が指定する「入札書」（様式③、以下同じ。）に、本書1(2)アの導入金額をAに(2)イの5年間の保守金額（毎年の金額及び総額）をBに、AとBの合計額をCに（消費税及び地方消費税の額を含まない金額）記載するものとする。

2 入札参加者に必要な資格

(1) 平成26年9月24日現在、広島県内に本店又は支店等があり、平成24・25・26年度の三原市の物品調達等の入札等参加資格審査を受け、次の種目・品目について登録されている者であること。

種目・品目：「情報処理関係、ハード」、「情報処理関係、ソフト」、  
「情報・通信関連、システム設計・開発」、「情報・通信関連・システム保守・管理」

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(3) 入札参加申込時点において、建設業者等指名除外要綱（平成17年三原市要綱第204号）の規定に基づく指名除外措置を受けていない者であること。

(4) 本件と同等規模の導入実績を有すること。

（※同等規模とは、本件積算金額の2/3以上の導入案件をいう）

(5) 導入予定機器の性能は、条件付一般競争入札参加申請時に提出する機器仕様書により確認し、市の予定する性能に適合していること。

3 仕様書等の閲覧方法及び閲覧期間

・閲覧方法 三原市ホームページに掲載するので、これを参照すること。

【三原市総務企画部情報推進課のホームページ】

URL：<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/5/>

・閲覧期間 平成26年10月8日（水）から平成26年10月30日（木）まで

4 条件付一般競争入札参加申請等

(1) 条件付一般競争入札参加申請に係る申請書類（様式）等

申請書類の様式等は、平成26年10月8日（水）に三原市総務企画部情報推進課のホームページに掲載するので、これを利用すること。

【三原市総務企画部情報推進課のホームページ】

URL：<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/5/>

(2) 条件付一般競争入札参加申請にかかる書類の提出期間、場所及び提出方法

・提出期間 平成26年10月8日（水）から平成26年10月17日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

・受付時間 9時から17時まで

・提出場所 三原市総務企画部情報推進課（本書14参照）

・提出方法 持参に限る。

・提出書類

①「条件付一般競争入札参加申請書」（様式①）

②「機器仕様書」（様式⑤）

③「導入実績表」(様式⑥)

(3) 入札参加希望者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じること。

(4) 仕様書等についての質問の方法及び期間

- ・提出期間 平成26年10月8日(水)から平成26年10月17日(金)(土・日曜日、祝日を除く。)
- ・受付時間 8時30分から12時まで
- ・提出場所 三原市総務企画部情報推進課(本書14参照)
- ・提出方法 電子メールにより、「質問書」(様式②)を添付して提出すること。

※提出期間及び受付時間を過ぎて提出された質問書等には応じないものとする。

(5) 質問に対する回答方法及び回答日

- ・回答方法 三原市ホームページに掲載する。

【三原市総務企画部情報推進課のホームページ】

URL : <http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/5/>

- ・回答日 平成26年10月22日(水)に回答を掲載する。

(6) 提出書類に基づき審査を行い、入札参加の可否を決定し、条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書を平成26年10月24日(金)に発送するものとする。

## 5 入札保証金

(1) 納付について

①三原市契約規則(平成17年三原市規則第63号)第14条に基づき、見積金額(入札書への記載金額に消費税及び地方消費税を加えた額)の100分の5以上の額を納付すること。

②納付方法

納付書で納付する。

③納付書

「条件付一般競争入札参加資格確認結果通知書」発送時に、「納付書兼領収済通知書」を同封する。

④納付期限

平成26年10月30日(木)まで

⑤納付場所

- ・指定金融機関(中国銀行三原支店)、指定代理金融機関、収納代理金融機関又は収納事務取扱金融機関のいずれかで納付する。

※ 早急な還付を希望する場合には、指定金融機関(中国銀行三原支店)に納付すること。

※ 対象となる金融機関 三原市ホームページの「会計室」のページで公開

【三原市会計室のホームページ】

URL : <http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/37/nouhu.html>

※ 納付後は「納入通知書兼領収証書」を受け取り、入札日当日に担当職員に提示ができるようにしておくこと。

※ ただし、三原市契約規則第14条第2項の規定のうち、保険会社との間に、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合、これを免除する。このときは、当該保険証券の原本を入札前に提出すること。

(2) 還付について

①落札しなかった者への還付

入札者が指定する銀行口座への振込みにより完了するものとする。

ただし、指定金融機関への入金確認後でないと還付できないため、納付した金融機関によっては、還付手続きまで数日を要する場合がある。

※ 早急な還付を希望する場合には、指定金融機関(中国銀行三原支店)に納付しておく。

②落札者への還付

落札者が入札保証金を納付していた場合は、契約締結後に落札者に還付する。ただし、落札者が契約の締結に応じない場合は、入札保証金は返還しないものとする。

※ 入札保証金を納付した入札参加者は、「入札保証金払戻請求書」(様式⑧)を入札日に持参し、落札しなかった場合には、提出できるようにしておくこと。

※ 入札保証保険証券を提出していた者について、証券の返還は行わない。

## 6 入札

### (1) 入札の日時、場所

- ・日時 平成26年10月31日(金) 14時00分
- ・場所 三原市役所本庁舎 地下1階 第7・8会議室

### (2) 持参する物

入札書のほか、別途指定する書類を持参すること。

(3) 入札参加希望者又はその受任者(以下「入札参加者」という。)は、仕様書、別添「導入業務委託契約書(案)」、「保守業務委託契約書(案)」及び三原市契約規則等を熟読の上、入札に参加すること。

(4) 入札参加者は、本件に係る入札において、他の入札参加希望者の代理人となることはできない。

(5) 入札室には、入札参加者以外の者は入室することができない。

(6) 入札参加者は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することはできない。

(7) 入札参加者は、入札執行中は、入札室を退室することはできない。ただし、担当職員がやむを得ないと判断したときは、退室は可能とするが、再入室はできないものとする。

(8) 入札参加者は、入札書に、次の各号に掲げる事項を記載して提出すること。これらの記載がないものは、無効とする。

- ① 入札参加者の所在地、商号又は名称、代表者氏名及び押印
- ② 入札金額(税別額)
- ③ 初年度納入費用(税別額)
- ④ 各年度の保守金額及び総額(税別額)
- ⑤ 入札参加希望者の受任者が入札する場合は、入札権限に関する「委任状」(様式④)に、委任者である入札参加希望者の所在地、商号又は名称、委任者名の記載及び押印がされ、かつ受任者氏名の記載及び押印がされたものを提出すること。

(9) 入札時には、入札書は、封書等に入れなくて、四つ折りにして投函すること。持参による入札書だけを対象とし、郵便、加入電信、電報、電話その他の持参以外の方法による入札は認めない。

(10) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること。(えんぴつ及び温度変化によりインクが無色になるなど、記載部分が消失しやすい筆記具による記載は不可とする。)

(11) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。

(12) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を直ちに行う。再度の入札は、2回までとする。このとき、再度の入札に参加する意思がない者(「辞退者」という。)は、契約担当職員にその旨を伝え、その後の入札に参加する権利を失う。このとき、辞退者は、本書6(7)に従うものとする。

また、本書7の各号に該当する無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

(13) 入札書の記載事項の訂正は、認めない。再度の入札に参加するために必要な部数の入札書は、入札参加者が自ら用意しておくこと。

(14) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(15) 再度の入札を行ってもなお落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低価格の入札をした入札参加者と随意契約を行うことがある。

(16) 条件付き一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は、入札開始時刻前までに総務企画部情報推進課(本書14参照)に「入札辞退届」(様式⑦)を書面で提出すること。

## 7 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 本公告に示した入札参加資格のない者がした入札又は委任されていない者がした入札
- (2) 入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- (3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する違法又は不正の行為による入札
- (5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- (6) 再度の入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札
- (7) 本公告において示した入札の日時に入札室への入場ができなかった者の入札
- (8) 本公告6(7)に規定する項目の記載がない入札
- (9) 入札保証金の額が見積金額の100分の5以上でない者の入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札
- (11) 本公告7(4)又は7(5)に該当する入札の場合、その入札の全部を無効とすることがある。

## 8 落札者の決定方法

- (1) 落札に当たっては次により決定する。

ア Cの入札金額合計が予定価格の範囲内で、最も低価格の入札をした者を落札者とする。

ただし、Aの初年度納入費用（契約希望金額の100/108）及びBの保守・運用支援費用（契約希望金額の100/108）が各々市が予定している額の範囲内であること。

イ 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじ引きを実施し落札者を決定する。くじ引きの辞退は認めないが、このときは、当該入札に関係のない職員にその者に代わってくじを引かせることとし、落札者を決定する。

ウ 落札者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約額は入札額に108/100を乗じた金額とする。

## 9 契約保証金

- (1) 納付について

三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号）第6条に基づき、契約金額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の10以上の額の現金納付又は市が定めた有価証券等の担保の提供をすること。

ただし、同規則第6条第3項各号に該当する次の場合は、これを免除する。

①平成21年4月以降に規模を同等以上とする契約を市又は国（特別の公法人で、その事業の執行について主務大臣の監督を受けるものを含む。以下同じ。）若しくは他の地方公共団体と2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行したもので契約締結後契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

②保険会社の履行保証証券（当市を債権者とする履行保証委託契約にかかるもの）又は履行保証保険証券（当市を被保険者とする履行保証保険契約にかかるもの）を提出した場合。

## 10 契約書の作成

- (1) 契約書の作成にあたっては、落札者は、三原市契約規則（平成17年三原市規則第63号）に従い、当該契約を締結すること。ただし、特別の事情があると認めるときは、契約の締結を延長することができるものとする。
- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

## 11 契約条項

別添「導入業務委託契約書（案）」、「保守業務委託契約書（案）」による。

## 12 支払いの条件

納入物品等の代金は、当市の検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。  
前払いには応じないものとする。

13 その他

- (1) 入札に付する案件についての説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加希望書等の提出された書類は返却しない。
- (3) 契約履行上やむを得ない場合には、双方協議して内容を変更し、契約金額を変更することがある。

14 申請手続き、問い合わせ等の担当窓口

〒723-0015 三原市円一町二丁目1番1号

三原市総務企画部情報推進課

電話：0848-67-6010

FAX：0848-64-4985

メール：joho@city.mihara.hiroshima.jp